（特定ガス導管事業に該当しない導管の要件）

第三条　法第二条第七項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一　メタン以外の成分を主成分とするガスを供給する導管

二　メタンを主成分とするガス（十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものに限る。）を供給する導管

三　メタンを主成分とするガス（十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものを除く。）を供給する導管であって、次のいずれかに該当するもの

イ　ガスの圧力が〇・五メガパスカル未満の導管

ロ　内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であって、製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場（以下この号において「製造所等」という。）の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ハ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であって、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ニ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であって、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えないもの

2　前項各号に掲げる導管以外の導管と一体として運用される導管は、同項各号に掲げる導管に該当しない導管とみなす。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○経済産業省令第六十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十八条第一項ただし書の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（託送供給約款制定不要承認の申請）

第一条の二　改正法附則第十八条第一項ただし書の承認を受けようとする一般ガス事業者（同項本文に規定する一般ガス事業者をいう。）は、様式第一の託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

様式第一を様式第一の二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第一（第一条の二関係）

託送供給約款制定不要承認申請書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定により、次のとおり託送供給約款を定める必要がないものとして承認を受けたいので申請します。

託送供給約款を定める必要がない理由	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

総務省、文部科学省、国土交通省、環境省、農林水産省、告示第一号

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成二十七年法律第七十五号）第二条第一項の規定に基づき、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年五月十日

総務大臣　日本　早苗
文部科学大臣　馳　浩
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針

1．琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

(1)　趣旨

琵琶湖は、約400万年の歴史を有する我が国最大の湖であり、近畿圏においては治水上又は利水上重要な役割を担ってきている。そのように公益的な役割を担う湖であるとともに、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものである。

しかしながら、琵琶湖においては、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未だ達成しておらず、アオコも依然として発生していることに加え、水草の大量繁茂及び外来動植物の増加等の新たな課題が生じており、琵琶湖の総合的な保全及び再生の取組を実施する必要性が高まっている。こうした状況に鑑み、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえ、琵琶湖と人との共生を基調とし、多様な主体の参加と協力を得て実施する琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）第2条第1項の規定に基づき、本基本方針を策定するものである。

なお、琵琶湖の保全及び再生に当たっては、以下が重要であるとの認識の下、これらを行うものとする。

①　琵琶湖の重要性や現状、保全及び再生の必要性について国民の幅広い共感を得るよう努めること

②　琵琶湖の保全と多様な産業活動等活力ある暮らしとの共存を図るよう努めること

③　琵琶湖の価値を将来にわたって共有できるよう努めること

これらを踏まえつつ、琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進することで、多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

(2)　多様な主体の協働

琵琶湖保全再生施策は、その対象が森林、農地、市街地、河川、湖辺、湖内等の広範多岐にわたり、かつ、相互に密接な関係を有している。また、琵琶湖と人々との関わりも多様であり、関わる主体も国及び関係地方公共団体のみならず個人、事業者、特定非営利活動法人等様々であることから、多様な主体が琵琶湖の保全及び再生に対する認識を共有するとともに、それぞれの知見を活用し、より一層の連携を図ることが必要である。